租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百五十八号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第四条第八項並びに第十条の五第二項、第六項、第七項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号を同条第六号とし、同条第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　限度税率が百分の二である場合　百分の一・七

二　限度税率が百分の四である場合　百分の三・四

第四条に次の一号を加える。

七　限度税率が百分の十六である場合　百分の十三・六

第六条の三第三項中「。以下この項において同じ」を削る。

第六条の五第一項第三号中「個人既存低額特定取引契約者」の下に「（同条第二十二項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいう。次号及び第六号において同じ。）」を加え、「同項」を「同条第六項」に改め、同項第四号中「（同条第二十二項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいう。第六号において同じ。）」を削り、同条第九項中「当該情報」を「その保存している記録」に改める。

第六条の八第一項第十号中「又は第三項」を「若しくは第三項」に、「を提出する」を「の提出をする」に改める。

第六条の十第二項中「」と」の下に「「同日」とあるのは「該当日」と」を加える。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第六条の三第三項の改正規定、第六条の五の改正規定、第六条の八第一項第十号の改正規定及び第六条の十第二項の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百五十九号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則、所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の五」を「第十九条の四」に、「第十九条の六・第十九条の七」を「第十九条の五・第十九条の六」に、「国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域における指定法人」に、「認定農業生産法人等」を「認定農地所有適格法人等」に、「第三十九条の十二の三」を「第三十九条の十二の四」に、「国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域における連結法人である指定法人」に改める。

第二条第五号中「。第七号において同じ。」を削り、「同号」を「第七号」に改め、同条第七号中「法人番号」の下に「（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は当該収益の分配につき法第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名又は名称及び住所）」を加える。

第二条の二第十二項中「第三百三十六条第四項」を「第三百三十六条第五項」に改める。

第二条の四第三項の表第四十一条第一項の項の次に次のように加える。

第四十一条の二第一項及び第二項	法第十条第二項	租税特別措置法第四条第二項において準用する所得税法第十条第二項

第二条の四第三項の表第四十一条の二第一項及び第二項の項中「第四十一条の二第一項及び第二項」を「第四十一条の二第三項及び第四項」に改め、同表第四十一条の二第三項の項中「第四十一条の二第三項」を「第四十一条の二第五項」に、「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同表第四十七条第二項の項中「第十条第五項」を「第十条第二項」に改める。

第二条の六第一項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第四項中「の個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る」を「（個人を除く。第二条の十四第三項及び第二条の十七の二において同じ。）又は」に改める。

第二条の十四第一項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第三項中「の個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る」を「若しくは」に、「若しくは当該」を「又は当該」に改める。

第二条の十七の二中「の個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る」を「若しくは」に、「若しくは当該」を「又は当該」に改める。

第二条の二十四第一項中「、住所若しくは個人番号」を「若しくは住所」に、「、住所又は個人番号」を「又は住所」に改める。

第二条の三十一の表第二条の六第三項第三号の項の次に次のように加える。

第二条の六第四項	第二条の十四第三項	第二条の三十一において準用する第二条の十四第三項

第二条の三十一の表第二条の二十四第一項の項及び第二条の三十二第三項中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に改める。

第二条の三十六第六項中「第四十一条の十八の三第一項各号」を「第四十一条の十八の三第一項第一号イからニまで」に改める。